第

2546

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ 1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2004年)$ 平成16年 5月 26日 水曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 国税庁の文書回答手続って?

Q:文書回答手続って何ですか?

A:国税庁が行う納税者向けのサービスの一つです。

【解説】

文書回答手続とは、税務上の取扱いに関して、納税者から文書による回答を求める旨の申出があった場合に、国税庁が文書による回答をするとともに、他の納税者の予測可能性の向上を図るためにその内容を公表するという納税者サービスで、平成13年9月から開始されているものです。文書回答手続には、次の2つがあります。

- ①照会者が自ら実際に行う(又は行った)取引等について、申告期限等の前に照会をする場合の手続(以下「個別文書回答手続」といいます。)
- ②同業者団体等が、傘下の構成事業者に共通する取引等について照会をする場合の手続(以下「一般文書回答手続」といいます。)なお、この手続は、納税者の税法の適用等に係る予測可能性を一層高めるという観点から、平成16年3月29日以後に受け付けられた照会分から、次のような見直しが行われています。
- ①個別文書回答手続については、従来、対象 外であった「特定の納税者の個別事情に係 る取引等」についても対象となりました。
- ②新たに一般文書回答手続を定め、照会者が 自ら取引等を行わない場合であっても、国 税当局が有用であると考えるときは、一般 的な文書回答を行うこととなりました。







